

追加情報等を踏まえ、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書（UNSCEAR 2015年報告書）を公開した。これらには、本件事故による健康への影響等に関連して、以下の趣旨の記載がある。

(1) UNSCEAR国連総会報告書（乙B17）

ア 本件事故の放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はない。

イ 住民及びその子孫において今回の事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない。最も重要な健康影響は、心理的あるいは社会福祉的なものであるが、UNSCEARの権限外の事項である。

ウ 県民健康管理調査における甲状腺検査において、のう胞、結節及びがんの発見率の増加が確認されたが、高い検出効率によるものと見込まれる。本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果から、福島県内の子どもの間で見つかっている発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される。

(2) UNSCEAR福島報告書（乙B40）

ア 各被ばく経路の寄与度は、環境中及び食品中の放射性核種のレベルと組成を反映し、場所によって変動する。沈着密度が高い区域では、実効線量に占める降下物質による外部被ばくの割合が大きくなる。

福島県内では、20km圏内の避難区域に一部がかかる行政区画（南相馬市）と地表での沈着密度が高い行政区画（福島市，二本松市，桑折町，大玉村，郡山市，本宮市，伊達市）において、避難しなかった人としては最大の推定実効線量（成人について2.5ないし4.3mSvの範囲）が得られた。これらの行政区画では、実効線量に占める沈着放射性核種に起因する外部線量の寄与率が圧倒的に大きかった。1歳の幼児にお

ける事故直後1年目の平均実効線量は、成人の平均実効線量の2倍以内と推定された。また、臓器の吸収線量について、福島県内の避難対象外行政区画（UNSCEARが、避難が行われなかった福島県内の行政区画として整理した地域をいう。）のうち、事故直後1年間の推定甲状腺吸収線量が最も高かったのはいわき市と福島市の居住者であった。

イ 被ばくは確定的影響のしきい値を大きく下回っており、このことは、放射線被ばくを原因と生じ得る急性の健康影響が報告されていないこととも一致している。

ウ 被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない。

(3) UNSCEAR 2015年報告書（乙B41）

ア UNSCEAR福島報告書の刊行後に新たに審査した情報源を検討しても、実質的に同報告書の主要な知見に影響を及ぼしたり、その主要な仮定に異議を唱えたりするものはなかった。

イ UNSCEAR福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量または将来に受ける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある。

ウ 日本の公衆の被ばく線量は、平成23年以降は有意に減少した。食品に含まれる放射性核種の継続的な摂取による内部被ばくからの総実効線量への寄与は小さく、再浮遊した放射性セシウムの吸入からの被ばくへの寄与はごくわずかである。個人線量計で測定された外部被ばく線量、または線量率の測定及び個人の聞き取り調査から推定した線量は、UNSCEAR福島報告書で報告された情報と基本的に合致している。

エ 本件事故当時に妊娠していた福島県内の女性8600名を対象にした調査における望ましくない妊娠結果の発生率は、死産、早産及び低出生体重でわずかに低く、出生時異常でわずかに高くなっている。同調査の報告者らは、福島県内において、出生に関して有害結果が過剰にあるとの明確な証拠はないと結論している。

オ 現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇（すなわち疾病発生頻度の上昇）を証明できない可能性が高いという考えを示すために「識別可能な上昇なし」という表現を使用している。UNSCEAR福島報告書では、この表現が、リスクがないとする、あるいは被ばくによる疾患の症例が今後付加的に生じる可能性を排除するものではないと同時に、特定の集団においてある種のがんの生物学的な指標が見つかる可能性を否定するものではなく、さらに、かかる症例に伴う苦痛を無視するものでもないと明記している。

第4 放射線被ばくに関する報道状況及び内部被ばく防止措置等（甲B6、9、乙B18ないし23、43ないし49、丙A5の1）

1 本件事故以降、福島県内を中心に発行している地元紙を始め、全国紙やインターネットニュースにおいても、本件原発周辺では他の地域に比べて高い放射線量が観測されていること、本件事故の直後、本件事故が原因で、福島県内の約8万人の住民が避難したこと、数百人が被ばくをした可能性があること、放射性物質を含むいわゆる「汚染水」が地上タンクから漏出していること、余震が収まっていないこと、本件事故の復旧作業には長時間を要することなどが連日のように報道された。

もっとも、本件事故による被ばくの人体への影響の有無については、福島県内で測定されている放射線量程度では人体の健康への影響はないこと、発がんリスクは一度に高い放射線被ばくを受けない限りは高まらないと考えられていること、胎児に対する悪影響を懸念する必要性はないこと

が報道され、本件事故に基づく被ばくに対しては冷静に対応し、過度に心配すべきではないことが呼びかけられた。

また、原子力安全委員会は、平成23年3月26日、積算線量の試算について、屋外滞在を8時間、屋内滞在を16時間として、屋内滞在については低減係数0.4を乗じることなどを公表しているところ、この試算による場合には、毎時0.23 μ Svの空間線量率をもって、年間1mSvの被ばく量の目安となることが報道されている。

2 被告国は、平成23年3月17日、原子力安全委員会から示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食用に供されないよう販売その他について十分処置されたいとの通知を発するとともに、同月21日以降、原災法に基づき、福島県内において、葉菜類の一定の食品に係る政府による摂取制限措置及び原乳、野菜類等に係る出荷制限措置を講じた。

同年4月4日に、厚生労働省は、当分の間、上記暫定規制値を維持することを公表するとともに、同日付けで、地方自治体に対し、農畜水産物等の放射性物質の検査計画策定及び実施を求めた。

そして、地方自治体の実施した放射性物質検査の結果は、厚生労働省が設置するウェブサイトにおいて公表されるとともに、農林水産省が設置するウェブサイトにおいても、農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表された。

その後、被告国は、平成24年4月から、食品中の放射性物質に関する新しい基準値を採用するとともに、同基準値は、年間の線量上限値を1mSvとして、これに基づき一般食品等に割り当てる線量を決定したものであり、その旨及び100mSv未満の低線量による放射線の影響は、科学的に確かめることができないほど小さなものと考えられているなどとして、すべての者にとって、安全が確保されているものと考えている旨を、

厚生労働省の設置するウェブサイト上で情報提供した。

3 被告国は、平成23年3月、経済産業省のウェブサイトにおいて、「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ & A」と題して、福島県内の住民等に対し、観測されている程度の放射線量では雨や水道水によって健康被害が生じることはないこと、放射線への感受性が高い子どもや胎児に対しても健康に悪影響は生じ得ないと考えられることなどを発表するとともに、同年4月、厚生労働省のウェブサイト及び同省発行のパンフレットを通じて、子ども及び胎児に関する放射線の影響の有無について、上記区域外における放射線量の被ばくでは胎児への影響や子どもへの影響が及ぶことはないことを発表した。また、保安院は、同年3月以降、本件原発から30km以遠に居住する住民を対象に、放射線の人体への影響に関する情報を提供するため、ニュースレターを発行した。

さらに、福島県知事も、平成23年3月以降、県のウェブサイトを通じて、上記と同旨の記事を掲載している（乙B23の1, 2）。

第5 被告国等の避難指示に基づかずに居住地を移転した原告らに係る相当因果関係

原告らは、被告国等の避難指示に基づかずに生活の本拠を移転した原告らについても、主として本件事故によって放出された放射性物質による放射線の作用を避けるために上記移転をした旨を主張している。

前記のとおり、本件事故と権利侵害及び損害との相当因果関係を検討するに当たっては、通常人ないし一般人の見地に立った社会通念を基礎として、これを検討することとなる。

そして、本件訴訟においては、放射線による健康被害それ自体を被侵害利益ないし損害として相当性を検討するのではなく、通常人ないし一般人の見地に照らして、生活の本拠の移転が本件事故との関係で法的に相当であるといえるかどうかを検討するのであるから、当該移転をしないこ

とによって具体的な健康被害が生じることが科学的に確証されていることまでは必要ではないものの、科学的知見その他当該移転者の接した情報を踏まえ、健康被害について、単なる不安感や危惧感にとどまらない程度の危険を避けるために生活の本拠を移転したものといえるかどうかことが重要と考えられる。

1 低線量被ばくにおける確定的影響及び確率的影響

まず、前記認定事実によれば、少なくとも被告国等の避難指示のない区域に居住していた者については、その被ばくする放射線量は、確定的影響のしきい値を大きく下回っているものといわなければならない。

次に、低線量の放射線を継続的に受ける場合、すなわち低線量被ばくによる健康被害に対する確率的影響について検討する。

上記第3のとおり、ICRP勧告においては、放射線被ばくに係る確率的影響について、放射線防護の観点から、被ばく線量と、被ばくによる人体の影響に関する確率との関係は、しきい値のない直線関係が存在するという考え方を採用し、科学的にも説得力がある要素であるとしている。

もっとも、ICRP勧告は、この直線しきい値なしモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的又は疫学的知見が直ちに得られそうにもないといった指摘もしているのもであって、上記モデルが科学的に実証されたものということとはできない。また、国際的合意をもとに低線量被ばくの影響についてまとめたリスク管理WG報告書においても、低線量被ばくのリスクに関する科学的な解明はされていない旨が指摘されているのであって、低線量被ばくにおける人体への影響について上記モデルが妥当かどうかについては、科学的に明らかではないといわなければならない。

しかしながら、上記モデルについてのこれらの問題性は、主として、種々の要因がある発がんについて、低線量被ばくの場合を取り出して疫学

的な検討を加えることが困難であることに起因するものであって、低線量被ばくの確率的影響について、しきい値の存在を積極的に認めるべき根拠も明確ではないというべきである。

以上を本件事故についてみるに、本件事故による健康への影響を調査報告する上記第3の4に掲げたUNSCEAR報告書によれば、被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられないとされているとはいえ、このことは、現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇を証明できない可能性が高いという趣旨にとどまるのであって、リスクがないとか、被ばくによる疾患の症例の今後の発生の可能性を排除するものではないというのであるから、直線しきい値なしモデルと矛盾するものということもできない。

2 当該移転者の属性に関する一般的検討

(1) 上記認定事実によれば、高線量被ばくにおいては、放射線による発がんリスクは成人と比較して小児期及び思春期の子どもの方がより高いとされており、妊娠のごく初期においては、確定的影響として流産が起こることが指摘されている。

低線量被ばくにおいては、年齢層等の相違による発がんリスクの差は明確にされていない。

このほか、一般に発がんの相対リスクについては若年ほど高くなる傾向があることや、男性よりも女性が放射線に対する感受性が高いこと、胎児期は放射線感受性が高いなどといった指摘がある。

(2) また、上記認定事実によれば、地表での沈着密度が高い行政区画において、避難しなかった人としては最大の推定実行線量が得られたというのであって、また、幼児の平均実行線量は、成人の平均実行線量よりも大きいものということができる。

3 新聞報道及び被告国の情報提供等状況及び内容

次に、新聞報道及び被告国の情報提供等の状況及び内容につき検討する。

上記第4で認定したとおり、低線量被ばくの影響については、子どもや胎児を含めても健康に悪影響を生じないことを、被告国及び福島県は情報提供している。そして、新聞報道においても、本件原発によって福島県内において観測された程度の放射線量では人体への影響は生じないため、過度に意識する必要はないということが述べられている。

もともと、特に新聞報道においては、連日のように本件事故に関する記事が掲載されていることに加え、基準値を超える食物が出荷されないことや、復旧の目途がついていないことなどが、大きな見出しとともに記載されている。

4 避難の合理性についてのまとめ

(1) 以上によれば、低線量被ばくによる確率的影響の有無及び程度は、科学的には明らかではないといわざるを得ないものの、ICRPという国際的な委員会において、直線しきい値なしモデルが採用され、科学的にも説得力がある旨の勧告がなされているのであるから、当該移転者において、被告国等による避難指示の基準となる年間 20 mSv を下回る低線量被ばくによる健康被害を懸念することが科学的に不適切であるということまではできない。

そして、放射線による健康被害には、発がん等いったん生じれば、治癒困難で死に至りかねない重篤なものが含まれるのであるから、我が国において未曾有の放射線被ばく事故である本件事故が発生し、福島県内で、連日のように本件事故に関する記事が掲載され、食物の出荷制限が続き、復旧の目処もついていないといった、不安を募らせることも無理もないような記事が報道されていた状況にあつては、被告国及び福島県が低線量被

ばくについて人体への悪影響はない旨の情報提供をしているなど、被告らの指摘する諸事情を踏まえても、通常人ないし一般人において、科学的に不適切とまではいえない見解を基礎として、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まったと考えられる地域に居住し続けることで生じる、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の危険を、単なる不安感や危惧感にとどまらない重いものと受け止めることも無理もないものといわなければならない。

また、低線量被ばくにおける年齢層等の相違による発がんリスクの差は明確ではないものの、通常人ないし一般人において、上記科学的にただちに不適切とはいえない見解を基礎とするとともに、一般論としての、発がんの相対リスクが若年ほど高くなる傾向や、女性及び胎児について放射線感受性が高いといった指摘に加え、地表での沈着密度の高い行政区画において推定実効線量が高くなること、幼児の平均実効線量が成人よりも大きいものとなるといった指摘を併せ考慮することも、あながち不合理なものとはいえないというべきである。

加えて、本件事故発生の中及び直後において、放出された放射性物質の量や実効線量等が判然としない中で、本件事故により放射性物質が放出されたとの情報を受けて自主的に避難をすることについても、通常人ないし一般人において合理的な行動というべきである。

(2)ア 被告東電は、中間指針等が定める相当な賠償対象期間を超えて避難をした者につき、その割合がその者の生活の本拠であった地域において少ないことをもって、避難の合理性はない旨主張する。

しかしながら、社会は多様な価値観を有する多くの人々により構成されており、相当因果関係を判断する際の通常人ないし一般人の見地に立った社会通念も、そうした人々の価値観の多様性を反映して一定の幅があるものと考えられる。したがって、同様の放射線量の被ばくが想定される

状況下においても、その優先する価値によっては、避難を選択する者もいれば、避難しないことを選択する者もおり、これらが、通常人ないし一般人の見地に立った社会通念からみて、いずれも合理的ということがあり得る。そして、このような場合には、避難先及び避難先での生活の見通しを確保できたかどうかといった経済的な事情が避難決断の決め手となることもあるのであるから、周囲の住民が避難している割合の高低をもって、避難の合理性の有無を判断すべきではなく、個別の原告が置かれた状況を具体的に検討することが相当である。したがって、被告東電の上記主張を採用することはできない。

イ 被告東電は、中間指針等が定める相当な賠償期間を超えて、避難を継続する合理性はないとし、個別の原告ごとの具体的賠償期間を、別紙弁済の抗弁関係一覧表「左記対象期間（但し、自主的避難等対象者については自主的避難等自主的避難等に対する賠償の対象期間を記載）」欄記載のとおり主張し、同一覧表「その他の区域指定」欄に「自主的避難等対象区域」と記載された者については、18歳未満の者等を除いて、「平成23年3月11日から平成23年4月22日」と主張しているが、被告東電の主張する上記期間が、避難の合理性の存する期間であることについての具体的な主張立証はない。

この点、被告東電の主張する上記期間の最終日である平成23年4月22日が、被告国が警戒区域等を指定した日であることからすると、同日に何ら区域指定されなかった地域において、同日は、被告国から本件事故による避難をする必要はない旨が表明された日であり、国民がこれを知った日とも解される。

しかしながら、個別の原告らにとって、平成23年4月22日の時点において、同日における区域指定と、科学的知見を基にした避難の合理性の関係が明らかであったと認めるに足りる証拠はない。また、被告

国において、被ばく放射線量に関連する事柄について採用する基準が政策目的により異なることが、上記3電離放射線に係る労災認定基準からも伺えることや、ICRP勧告が経済的及び社会的要因という医学的要因以外の要因を考慮していることからすると、中間指針等が定める賠償期間を超えて避難する合理性がないと断ずる理由はない。また、避難指示の基準となっている年間積算線量20mSvをICRP勧告の内容に照らしてみると、同値は、緊急時被ばく状況においては、最低値ではあるものの、種々の自助努力による防護対策が勧告されている現存被ばく状況においては最高値なのであるから、これを基準の一部として避難指示が解除されたからといって、帰還をしないことが不合理とはいえない。

(3) 以上を踏まえると、後記第10節(個別損害論(争点⑪ないし⑭)の各論)において個別の原告の相当因果関係の有無を判断するに当たっては、本件事故発生の中及び直後を別にして、まず、単に不安感や危惧感を抱いたということで相当性を肯定することはできない。もっとも、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まった場合には、このような、科学的に不適切とまではいえない見解を基礎として、本件事故によって放出された放射性物質による健康被害の危険を重いものと受け止めることが無理もないものであることや、年齢、性別等による放射線感受性の違い、幼児の受ける平均実効線量の成人との違い、地表の沈着密度による実効線量の差異等については、当該移転者の属性として考慮することが不合理ともいえないことを前提とすることが相当と考えられる。そして、以上を基礎として、当該移転者の、本件事故当時の生活の本拠、特に、その生活において被ばくすると想定される放射線量が、本件事故によって相当なものへと高まったかどうかや、年齢、性別、職業、避難に至った時期及び経緯等の事情並びに当該移転者が接した情報のもとにおいて、当該居住地の移転が、本件事故との関係で法的に

相当といえるかどうかについて検討することが適切であると考える。

5 避難を継続する合理性についてのまとめ

前記のとおり、避難を継続する合理性については、個別の原告について、従前の生活の本拠への帰還をしていない事情によっては、これを踏まえて当該原告らの損害の程度及び額を評価することが適切と考えられる場合もあり得る。

もともと、本件訴訟における被侵害利益が、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであることに照らせば、帰還を当初から念頭に置かずに生活の本拠を移転した者や、生活基盤を移したことにより再度の移転が困難な者の損害が格別に小さいということとはできないし、避難の合理性について上記で検討したところに照らせば、被告国による避難指示が解除されたからといって、健康被害を懸念して帰還しないことが合理的でないと評価することについては、慎重であるべきである。

加えて、本件事故に起因する避難によって、本件事故発生時における生活の本拠が、共同体としての機能や、生活上の利便性を喪失した場合においては、実効線量の低下や避難指示の解除があったからといってたやすく帰還できるものではないといわなければならないから、個々の原告らについて、避難継続の合理性を検討するに当たっては、以上の見地を踏まえる必要があるというべきである。

第7節 慰謝料算定における考慮要素（争点⑨）

原告らは、本件訴訟において、一律請求をするものではなく、原告ごとの個別具体的な事情に基づく個別的な損害（慰謝料）の算定を行うべきものとして損害賠償請求をするものであるから、本節においては、上記個別具体的な事情を検討する前提として、慰謝料算定における考慮要素につき、原告らの全部又は一部に共通するものを検討する。

第1 基本的な考え方

慰謝料の金額をいかに算定するかについては、原則として、事実審裁判所の自由裁量に属するところであり（最高裁昭和44年（オ）第555号同年10月31日第二小法廷判決・集民97号143頁）、裁判所は、原則として、訴訟の資料として現れた一切の事情を斟酌することができる。したがって、上記第2章の第6節争点に関する当事者の主張第9（慰謝料算定における考慮要素）の原告らに係る第1項の主張（別紙慰謝料の考慮要素一覧表を含む。）は、裁判所が一切の事情を斟酌する際の参考としての主張と解される。

もっとも、原告らの上記主張は、別冊1における各原告の主張と併せて、個々の原告において、被侵害利益である平穩生活権が包摂する権利利益のいずれを侵害されたと主張するのかを明らかにする趣旨と解されるから、事実審裁判所は、必ずしも上記斟酌した事情を一々説示する責めを負うものではないが（大審院大正4年（オ）第566号同年10月13日第三民事部判決）、後記第10節において、個々の原告が被った損害等（争点⑩）及び慰謝料額（争点⑫）を検討する際は、原告らの上記主張及び別冊1における各原告の主張を踏まえ、平穩生活権が包摂する権利利益の侵害の具体的内容及び程度に着目することが相当と考えられる。

第2 財産的侵害等に対する賠償

1 被告東電は、本件訴訟において請求されている被侵害利益以外の権利利益の侵害（以下、単に「財産権侵害等」ということもある。）を補填するための支払がされていることが、慰謝料の補完的作用から、本件訴訟における慰謝料減額の考慮要素になるとする。

しかしながら、原告らのうち、本件事故により財産権侵害等を受けたものの、被告東電に対してその損害賠償を未だ請求していない者は、本件訴訟とは別に、被告東電に対し、その請求権を行使することができ

る。そして、その請求権の消滅時効に関しては、平成25年法律第97号東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律3条により、民法724条前段の「3年間」を「10年間」、同条後段の「不法行為の時」を「損害が生じた時」とする旨規定されていることから、現時点は、その消滅時効完成までに期間的余裕のある時期にあるということが出来る。

したがって、原告らのうち、被告東電に対し、本件事故による財産権侵害等の損害賠償請求権を取得したが、未だその請求を行っていない者は、今後も一定期間これを請求することが可能であるから、既に上記請求権を行使した者が、今後行使する者に比べて、平穩生活権を侵害されたことによる損害としての慰謝料を減額される理由はない。

また、本件事故により財産権侵害等を受け、損害賠償請求権を行使した者が、本件事故により財産権侵害等を受けていない者に比べ、平穩生活権に係る慰謝料を減額される理由はない。

以上のとおり、被告東電の上記主張は採用できない。

2 原告らの中には、慰謝料算定の考慮要素として、本件事故を原因とする所有不動産や動産の価値の減少を主張する者がいるが、原告らは、本件訴訟において、被侵害利益を財産権とする損害賠償を請求しておらず、また、財産権侵害に関する具体的な主張立証もしていない。よって、本件事故が原因で被った財産的損害に関する精神的苦痛は、本件訴訟において慰謝料額を算定する際の考慮要素とはならない。

以上のとおり、原告らの上記主張は採用できない。

第3 健康被害に対する慰謝料

原告らの中には、本件事故が原因で特定の疾病を発症した旨主張

する者がいるが、原告らは、本件訴訟において、被侵害利益を生命ないし身体の利益とする請求をしていないから、本件事故が原因で特定の疾病を発症したこと自体の精神的苦痛は、本件訴訟において慰謝料額を算定する際の考慮要素とはならない（以下、生命ないし身体の利益に対する侵害を「健康被害」という。）。

原告らのうち、本件事故により健康被害を受けた者が、今後、本件訴訟における請求とは別に、被告東電に対し健康被害につき、これに係る慰謝料を含め、損害賠償請求をすることができることは、上記第2の1で説示したところと同様である。

第4 非難性の有無及び程度

上記第1のとおり、慰謝料の算定は、裁判所の自由裁量に委ねられており、被告らの非難性の有無及び程度は、上記一切の事情として慰謝料算定の考慮要素となり得るものである。ところで、一般に、加害者の故意又は重過失は慰謝料増額の考慮要素とされているが、慰謝料算定の考慮要素と故意又は過失は、別個の法律要件に位置づけられるものであるから、非難性の有無及び程度を考えるにあたっては、予見可能性や結果回避可能性という規範的評価を経る必要はなく、故意又は重過失の基礎となる事実自体を慰謝料算定の考慮要素として斟酌することが可能である。また、予見可能性に関わる事情は、予見可能性が発生したと評価された後のものについても、慰謝料算定の考慮要素となり得るものと考えられる。

そうすると、被告らの非難性が、特に非難に値する事実に基づくような場合には、これを慰謝料増額の考慮要素として評価した上で慰謝料額を算定すべきである。ただし、原賠法3条1項は、原子力事業者が無過失である場合についても過失がある場合と同等の損害賠償責任を負うとしていることからすると、無過失であることを基礎付ける事実を、

慰謝料減額の考慮要素として評価することはできないものと考えられる。

また、仮に、被告東電が、その実施していたと主張するSA対策を実際に一部行っていたとしても、現に本件事故が発生している以上、本件事故の規模に何らかの影響があったとしても、実際に発生した本件事故により被害を受けた原告らにとっては、これによってその精神的苦痛が慰謝されるものということとはできないから、慰謝料減額の考慮要素にはならない。そして、被告東電のSA対策が不十分であったとしても、被告東電の非難性は、既に説示した津波に係る予見可能性を基にした結果回避措置を講じなかったことについて評価することにより評価し尽くされるべきものであるから、慰謝料増額の考慮要素にはならないと考えられる。

第5 被告東電に対する非難性の有無及び程度

1 前記第3節（津波対策義務に係る予見可能性（争点④））及び第4節（結果回避可能性（争点⑥））において認定及び説示したところに加え、証拠（甲A29）及び弁論の全趣旨によると、被告東電の非難性については、次の点を指摘することができる。

(1) 被告東電は、本件事故の原因である本件原発の敷地地盤面を超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる規模の津波の到来につき、遅くとも平成14年7月31日から数か月後に予見可能であったにとどまらず、遅くとも平成20年5月の時点において、予見していたものであること

(2) 被告東電は、通商産業省から、同省が、4省庁報告書及び7省庁手引の策定当時、その時点における津波数値解析計算の精度について、二倍程度の誤差があり得ると指摘されていたことから、津波数値解析計算の結果の二倍で津波高を評価した場合に各原子力発電所が受ける影

響と、考えられる対策の検討を要請され、これを試算した結果、本件原発は、冷却用海水ポンプが被水するとの結果を得たにもかかわらず、これに対する対策を講じるのではなく、波源の設定誤差については、少なくとも最大規模の津波を想定する場合には、ばらつきを考慮しなくてよいとの理論を提出することによって、通商産業省の顧問の理解を得る方針としたこと

(3) 被告東電は、原子力発電施設が他に例のない危険性を有し、事故が発生した場合の被害が深刻かつ重大であるにもかかわらず、4省庁報告書を作成した委員会における資料である「津波防災計画策定指針（案）」から、「常に安全側の発想から」という文言を削除すべきという提案をし、自らも経済的合理性を優先した対策を講じたにとどまったこと

(4) 被告東電は、津波評価技術が、稀に到来する波高の高い津波を対象としておらず、津波評価技術による想定を上回る津波の到来時の対処方法を考えておく必要のあることを認識しながら、そうした対策を講じなかったこと

(5) 被告東電は、長期評価が公表され、長期評価に基づいて、速やかに津波評価技術による津波高の想定を見直すべきであったのに、これを行わなかったこと

(6) 被告東電は、保安院の担当者から、平成19年4月4日、「地震は設計を超えても設備側に余裕がある。津波、特に上昇側はあるレベルを超えると炉心損傷に至ることを気にしている。」という考えを示された際、検討した対応策は、海水ポンプの水密化や建屋の設置程度であり、しかもこれらを実施しなかったこと

(7) 被告東電は、被告東電の担当者が平成20年4月頃、長期評価の知見に基づく津波試算（平成20年試算）を行い、津波対策は不可避

と記載した書面（甲A64の2）を作成したにもかかわらず、長期評価の知見に基づく対策を講じなかったこと

(8) 被告東電は、平成20年10月に佐竹論文を受け取り、また、阿部勝征から、長期評価を無視するためには、推進本部の見解に対応するような津波が過去に発生していないことを示すのも一案であるとの指摘を受けたことから、津波堆積物調査を実施する方針としたこと

(9) 本件結果回避措置の実施が、費用及び期間において、容易ということが出来るものであったこと

(10) 被告らは、被告東電が、被告国から、原子力の利用につき、その安全確保に細心の注意を払い、万全を期することを前提とした最新の科学的知見に基づいた厳正な安全規制を受け、我が国の原子力発電は安全であるとしていたこと

2 前記第1節（被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求の可否（争点①））において認定した事実及び上記1において指摘した各事実からすると、被告東電は、原子力発電施設には一度炉心損傷が生じてしまった場合、取り返しのつかない被害が多数の住民に対して生じてしまうという性質があり、原子力災害が発生した場合の被侵害法益は、生命を含む極めて重要なものであって、かつ、その被害者が極めて広汎に及び得るものであるにもかかわらず、原子力事業者として特に許可を受けてこれを取り扱うという、責任のある立場にあり、原子炉施設が想定される津波によって原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、電気事業法39条1項及び省令62号4条により、防護措置等の適切な措置を講ずべき義務を負っていたのであるから、i) 本件原発における津波対策において、常に安全側に立った対策をとるという方針を堅持しなければならないのに、経済的合理性を安全性に優先させたと評されてもやむを得ないような対応をとってきたこと、ii) 本件事故の原因

である本件原発の敷地地盤面を超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる規模の津波の到来について予見したのであるから、津波堆積物調査を行うよりも先にまず、対策を取るべきであり、かつ、それは容易なものであったのに、本件結果回避措置のうち、電源車の高台配備等の暫定的な対策さえ実施しなかったこと、iii) 規制当局から炉心損傷に至る危険の指摘を受けていながら、長期評価に基づく対策を怠ったというべきことを指摘することができる。

そうすると、被告東電には、本件事故の発生に関し、特に非難するに値する事実が存するというべきであり、被告東電に対する非難性の程度は、慰謝料増額の考慮要素になると考えられる。

第6 被告東電の非難性と被告国の非難性の関係

被告国は、被告東電の非難性と被告国の非難性とは連動しない旨主張するところ、この点については、後記第11節（規制権限不行使の違法（争点⑩））において、被告国の規制権限不行使の違法の有無について判断した上で、検討することとする。

第7 被告らの賠償に関する対応

被告国は、慰謝料減額の考慮要素として、被告東電が、被告国の支援の下、中間指針等を尊重し、本件事故により被害を受けた者らに対し、適切な賠償を早期に行っていることを主張し、原告らは、これを否認しているところ、一般論としては、加害者による加害行為後の被害者に対する賠償に関する対応は、非難性の有無及び程度に関わる事情として、慰謝料減額の考慮要素となり得るものと考えられる。

しかしながら、被告国の支援及び中間指針等はいずれも原賠法の定める制度であるところ、被告東電が、原賠法が定める制度の中で、原賠法に従い賠償を行うことは、まさに原賠法の予定するところを実施しているに過ぎないのであるから、これを慰謝料減額の考慮要素というこ

とまではできない。

第8 賠償額の差別的扱い

1 原告らは、慰謝料算定の考慮要素として、中間指針等の示す自主的避難者等に対する賠償金額が、避難指示に基づいて避難した者に対する賠償金額と比べて著しく低いことを、内心の静穏な感情への侵害であると主張する。

2 しかしながら、人は、多数の人間で構成されている社会において生活を営む存在であり、その中で意見の相違や軋轢が発生することは、一定程度不可避であるから、誰かの内心の静穏な感情を害したというだけでは、金銭をもって償うべき違法があるということとはできない。同様に、一定の政策が行われた場合に、当該政策の対象となった者とならなかった者が生じ、ならなかった者において精神的苦痛を受けたとしても、それだけで、金銭をもって償うべき違法があるということとはできない。

被告国等の避難指示は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした総合的な政策的判断のもとで、法に基づく避難指示により、結果としてこれに従って避難した者の多くから生活費調達的手段を奪うことともなるものである。そして、中間指針等は、後記第8節（中間指針等の合理性（争点⑩））記載のとおり、上記避難指示の趣旨及びその引き起こすと想定される結果を踏まえ、原子力損害の賠償に関する紛争についての紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を提供するという政策的判断のもとに策定されたものである。そうすると、中間指針等の定める期間に対応した支払に生活費支給の機能があるからといって、このことは、上記の避難指示及び中間指針等の性質を反映したことによるのであるから、被告国等の避難指示を受けていない自主的避難者等に支払う慰謝料に生活費支給の機能を持たせる理由があるとはいえない。したがって、自主的避難者等が、避

難指示に従って避難し、中間指針等に従った慰謝料を受けた者と同額の慰謝料を受け取り得る立場にあるということとはできない。

また、原告らの指摘する中間指針等の示す自主的避難者等に対する慰謝料の支払が低額であるという点は、中間指針等が、あくまで自主的解決に資するための指針であることに照らせば、最終的には訴訟をもってその当否が判断されるべきものであり、政策的に早期に支払を受ける対象者と、中間指針等に基づく任意の支払の段階から同等の金員が支払われなければならない理由はない。

3 したがって、中間指針等において、自主的避難者等と避難指示を受けた者とを比べてその賠償額に差が存在することにつき、これを慰謝料増額の考慮要素と捉えることは、相当であるとはいえない。

第8節 中間指針等の合理性（争点⑩）

前記認定事実（第5節第1）によれば、原告らの生活の本拠は、出生前の原告を除いて、それぞれ別紙弁済の抗弁関係一覧表「その後の区域設定」欄記載の区域内にあり、その全ての区域について、原賠審が策定した中間指針等の中で、損害の範囲の指針が示されているところ、被告らは、中間指針等の内容が合理的かつ相当であり、裁判上も十分考慮に値するものである旨主張するのに対し、原告らは、本件において原告らが被ったと主張する精神的損害の賠償規範とはなり得ないと主張していることから、以下検討する。

第1 中間指針等の内容等（争いが無い）

1 原災法に基づく避難指示等により避難等を余儀なくされた者（避難等対象者）が受けた精神的苦痛のうち、賠償すべき精神的苦痛に係る損害について、中間指針、第二次追補及び第四次追補は、以下の指針を策定した。

(1) 中間指針

ア 対象者

i) 避難指示等対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には避難指示等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）、及び ii) 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者を対象者とする。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

i) については、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持及び継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を、ii) については、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持及び継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を、賠償の対象とする。

ウ 賠償の内容

避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって精神的損害の損害額と算定することが合理的であるとの考え方を採用した上、本件事故から6か月間（第一期）については、一人当たり原則として月額10万円を賠償額の目安とし、その後の6か月間（第二期）については、一人当たり月額5万円を賠償額の目安とするとした。

(2) 第二次追補

第二次追補においては、第二期の期間を避難指示等対象区域の見直しの時点まで延長した上、同時点から終期までの期間を第三期とし、第三期につき、以下のとおりの考えを示した。

ア 対象者

i) 避難指示解除準備区域に設定された地域に居住していた者、
ii) 居住制限区域に設定された地域に居住していた者、及び iii) 帰還困難

区域に設定された地域に居住していた者を対象者とする。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

i) 及び ii) については、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」を、iii) については、長期にわたって帰還できない状態が続くことによる精神的苦痛を、賠償の対象とする。

ウ 賠償の内容

i) については、避難指示等対象区域の見直しの時点から、比較的近い将来に避難指示の解除が見込まれることから、従前どおり損害額を月単位で算定した上、一人当たり月額10万円を目安とし、ii) については、上記見直しの時点において解除までの具体的な期間が不明であり、ある程度長期化することが見込まれることを踏まえ、一人当たり月額10万円とした上、概ね2年分をまとめて240万円の請求をすることができるとし、iii) については、上記時点から5年以上帰還することができない状態が続くと見込まれることから、損害額を一括して算定することとし、一人当たり600万円を目安とするとした。

(3) 第四次追補

ア 対象者

i) 帰還困難区域内の住居に居住していた者又は居住制限区域ないし避難指示解除準備区域の一部に居住していた者、及び ii) 上記 i) 以外の地域に居住していた者を対象者とする。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

依然として立入りが制限され、本格的な除染及びインフラ復旧の計画がなく、避難指示解除及び帰還の見通しが立たない状況下において、避難者が早期の生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要であるとの考えのもと、「長年住み慣れた住

居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等」について、最終的な帰還の有無を問わず一括して賠償することとした。

ウ 賠償の内容

i) については、第二次追補で帰還困難区域に設定された地域に居住していた避難者について示された一人当たり600万円に1000万円を加算した額から、この600万円を月額に換算した場合の将来分(平成26年3月以降)の合計額を控除した額を賠償するものとし、ii)については、第三期における賠償額を引き続き一人当たり月額10万円を目安とするとした。

2 原災法に基づく避難指示等を受けた地域に居住しているわけではないものの、自主的に避難を行った者等が受けた精神的苦痛のうち、賠償すべき精神的苦痛に係る損害について、中間指針追補及び第二次追補は、以下の指針を策定した。

(1) 中間指針追補

ア 対象者

福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く一部区域に居住していた者(自主的避難等対象者)を対象者とする。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

自主的避難に至った類型として、本件事故発生当初の時期に情報が欠如している中、放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖及び不安を抱き、その危険を回避するために避難を選択した場合や、本件事故発生からある程度経過し、生活圏内の空間放射線量及び放射線被ばくの人体への影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下において、放射線被ばくへの恐怖及び不安を抱き、その危険を回避しようとして避難を選択した場合について、避難に伴う正常な日常生活の維持及び継

続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛を、賠償の対象とする。また、上記地域の住民には、自主的避難を選択せず、居住地に居住し続けることを選択した者（滞在者）も多く存在することに鑑み、これらの者が居住地に滞在することにより抱き続けた恐怖及び不安、これに伴う行動の自由の制限等により生じた精神的苦痛も、賠償の対象とする。

ウ 賠償の内容

自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合における①自主的避難によって生じた生活費増加費用、②自主的避難により、正常な日常生活の維持及び継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、及び③避難及び帰宅に要した移動費用について、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における i) 放射線被ばくへの恐怖及び不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持及び継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、ii) 放射線被ばくへの恐怖及び不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用について、いずれもこれらを合算した額を同額として算定することが公平かつ合理的な算定方法であるとする。

その上で、自主的避難等対象者は原則として一人当たり8万円を目安とし、このうち妊婦及び子どもについては一人当たり40万円を目安とするとした。そして、賠償の対象期間については、賠償の対象とする精神的苦痛の内容に鑑み、前者については本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）を、後者については平成23年12月末日までをその期間とするとした。

(2) 第二次追補

第二次追補においては、平成24年1月以降に関する自主的避難等対象者の自主的避難に係る損害につき、以下のとおりの考えを示した。

ア 対象者

個別の事例又は類型をもとに、少なくとも妊婦及び子どもにつき、放射線被ばくへの相当程度の恐怖及び不安を抱き、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的、一般人を基準に合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象者となる。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

上記(1)イと同様である。

ウ 賠償の内容

上記(1)ウと同様である。

第2 中間指針等の策定経緯等（甲B3，C21，乙C1の1ないし1の4，29，32，85）

1 中間指針等は、本件事故により被害を被った者の切迫する生活状況を迅速、公平かつ適正に救済する必要があるという状況下において、原賠法18条2項2号にいう「原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、原賠審により早急に策定されたものである。

2 中間指針は、「はじめに」の項目において、この指針が本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものであり、ここで示された損害の範囲に関する考え方をういて円滑な話し合いと合意形成が達成されることを望むとともに、中間指針に明記されていない個別損害が賠償されないことのないよう留意すべきこと、明記されていない損害も含めて多数の被害者への賠償が可能となる体制を早急に整え、迅速、公平かつ適正な賠償が行われることを被告東電に期待するとしている。

また、中間指針は、「第1 中間指針の位置づけ」の項目において、「この中間指針は、本件事故が収束せず被害の拡大が見られる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したものであるから、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象

とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る」としている。

加えて、中間指針は、損害を算定するに当たり、「個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をすることが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる」としている。

3 原賠審においては、中間指針等を策定するに当たり、以下の説明及び発言等があった。

(1) 中間指針等において示されている損害の内容について

原賠審第9回において、原賠審の会長である能見善久の指示を受けて原子力損害賠償対策室次長は、中間指針において示されていない損害も、個別の事情によって原子力損害と認められる可能性があり、中間指針において示されている損害は、中間指針を作成した時点において本件事故により当面発生する損害のうち、類型化が可能で賠償すべき損害である旨説明した。(甲C21・2頁)

また、能見善久は、原賠審第21回において、以下の発言をした。

「被害が非常に多数、広くわたっているときに、迅速に賠償するというのも非常に重要なことですので、そういう意味で、この審査会というものが賠償の指針というのを設けて、特にその指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら、しかし、多数いろんな個別事情はあって、いろいろみんなばらばらですので、賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出して、中間指針とか、あるいは、その補足の指針として出してきている」(乙C85・15頁)、「指針に書い

ていないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい。(中略)この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則でございます」(同上)、「自分はずっと損害がある、もっと精神的苦痛をこうむっているということがどうしても出てまいります、(中略)個別的な事情というものを整理して、ADRでまた和解に持っていく。そこでもうまくいかないところは、残念ながら訴訟にいかざるを得ない」(乙C85・16, 17頁)、「東電の側も、この指針ならば率先して賠償しようということで、賠償が迅速化されるというところに1つのメリットがあると思います。ただ、実際には、(中略)もし、例えば慰謝料の額についても、東電が明らかに反対して賠償を渋るだろうというような額は、なかなかこれは東電がスムーズに払わないということになってしまって、かえって結局指針が機能しなくなる。指針というのは、東電を縛るものではなくて、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう」。(乙C85・16頁)

(2) 精神的損害の性質について

中間指針等において賠償の対象とされている精神的損害の内実については、以下のとおりの議論がされている。

原賠審第4回において、原子力損害賠償対策室次長は、「避難等を余儀なくされたことに伴い、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害については、相当因果関係のある損害と認めることができるのではないか」(乙C29・33頁)と発言している。また、同人は、原賠審第7回において、「長期間の避難等を余儀なくされた者は、「正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されている」という点では全員共通した精神的苦痛をこうむっている」

(乙C32・18, 19頁)と発言している。

第3 中間指針等の裁判上の位置付け

上記第2をもとに検討する。

中間指針等は、原賠法18条2項2号の定めにより、原子力事業者と原子力損害を被った被害者との間に生じた紛争を自主的に解決するために策定された指針であり、多数の被害者への賠償を迅速、公平かつ適正に実現するために策定されたものである。そして、中間指針等は、その内容や、上記第2にみた能見善久の発言等に照らしても、そのような趣旨に基づいて、被害者の間において一定の類型化が可能な損害項目につき、合理的に一定の損害額を算定し、被告東電においては、少なくともこれを任意に賠償すべきとの指針を提示する役割を持つものであるということが出来る。他方、損害項目の選択及び損害額の算定方法については、原子力事業者である被告東電による迅速な賠償を実現するという見地から、裁判手続においても認容されることが予想される範囲内において損害項目及び損害額を定めようとしたものであることが認められ、被害者は、その被った個々の損害が中間指針の示すものを超える場合には、裁判手続等において個別にこれを主張立証することで、その賠償を求めていくことが想定されているといえる。

不法行為に基づく損害賠償においては、被害を被った者は、原則として、不法行為との間に相当因果関係のある損害について、その賠償を求めることができ、このことは、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求においても同様である。そして、中間指針等の趣旨及び性質が上記のような政策的な観点を強く反映しているものであることに照らせば、裁判所が、原賠法3条1項又は国賠法1条1項に基づく損害賠償請求について、賠償すべき損害を算定するに当たっては、中間指針等の内容を事実上参考にすることがあり得るにせよ、中間指針等が定めた損害項目及び賠償額に拘束さ

れることはなく、自ら認定した原告らの個々の事情に応じて、賠償の対象となる損害の内容及び損害額を決することが相当であるといえることができる。

第9節 個別損害論（争点⑪ないし⑭）の総論

本節においては、個々の原告が被った損害等（相当因果関係及び損害各論）（争点⑪）、慰謝料額（争点⑫）、弁済の抗弁（争点⑬）及び弁護士費用の額（争点⑭）につき、原告らの全部又は一部に共通する事項に関し、検討する。

第1 被ばく線量の検査について

被告東電は、被ばく線量の検査を受けていない原告らの一部につき、検査を受けていないことを根拠として、あるいは、同検査を受けた原告らの一部につき、検査結果が健康に影響のある数値とはいえなかったことを根拠として、当該原告の放射線被ばくに対する不安を否認等する旨の主張をし、被告国は、被告東電の上記主張を援用している。

1 そこで、放射線量の検査に関し、以下検討する。

証拠（甲C14ないし17、丙B2, 3）と弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 被ばく線量の検査について

被告東電の主張する被ばく線量の検査には、外部被ばく線量の検査と内部被ばく線量の検査があり、これらのうち本件事故に関する外部被ばく線量の検査は、後記(2)の県民健康調査のうち、アの基本調査を指し、内部被ばく線量の検査は、後記(2)の県民健康調査のうち、イの詳細調査及び後記(3)のホールボディ・カウンタによる検査を指す（弁論の全趣旨）。

原子力発電所が事故を起こした場合に、外部に放出されることのある放射性物質には、プルトニウム239、セシウム137、ストロンチウム90、セシウム134及びヨウ素131等があるところ、ホールボデ

イ・カウンタによる検査は、体内に取り込まれた放射性物質からの放射線を計測する装置であり、放射線の一種であるβ（ベータ）線及びγ（ガンマ）線のうち、γ線を測定することができるが、β線を測定しないため、上記放射性物質のうち、β線を放出するストロンチウム90は測定できない。

ヨウ素131は、半減期が8日と短く、セシウム134及びセシウム137は、いずれも時間の経過とともに体外に排出されるため、ホールボディ・カウンタによる検査は、日常的な経口摂取の影響を調べるものである。

(2) 県民健康調査について

福島県では、福島県立医科大学に事業を委託して、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、平成23年6月から県民健康調査を実施している。県民健康調査の内容は、次のア及びイの(ア)ないし(エ)の5項目により構成されている。県民健康調査の結果は、調査を受けた者にとって、健康の自己管理に役立つものであり、福島県が全ての調査結果をまとめた一元的なデータベースを構築することにより、長期にわたる知見の活用に資するものとされている。

ア 基本調査（外部被ばく線量の推計評価）

(ア) 基本調査は、平成23年3月11日から同年7月1日に福島県内に住民登録をしていた者205万5326人を対象とし、これらの者に問診票を配布し、本件事故後4か月間の行動を記録して提出することを求め、この記録を基に外部被ばく線量を推計評価し、結果を通知するとともに、個々人の推計値を統計処理することにより、福島県における被ばくと健康影響についての解析を行うことに活用する調査である。

福島県外の居住者（上記期間に県内に居住していたが県外に住民登録をしていた者、上記期間に福島県内に通勤あるいは通学していた

者及び平成23年3月11日から同月25日に福島県内に一時滞在していた者) に関しては、本人の申出により問診票を送付している。

(イ) 上記問診票は、平成23年3月11日から同月25日までの行動について、1時間単位で滞在(場所、時間及び建物の造り)、あるいは移動(場所及び時間)を記入するものであったが、平成25年11月以降は、平成23年3月11日から4か月の間の避難や引っ越しが1回以下の者に限り利用することのできる簡易版が導入された。放射線量は、本件事故による上昇分を把握するものであるから、平常時の値を差し引くことが前提である。

(ウ) 基本調査の解析方法は、上記問診票により行動パターンを調査した結果と、放射線の線量率マップ(2km×2kmごとに区分けした1日平均のマップ)を組み合わせて、放射線量を推計評価するというものである。

(エ) 線量の測り方について

空間線量の測定器は、地上1m程度の高さに置かれることが多く、それは大人の場合この高さに重要な臓器があるからである(前記第6節認定事実)。

(オ) 上記問診票の回答状況は、平成27年12月31日現在で、27.4%であり、その推計結果の評価は、すべての回答者に関し、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」というものであった。

イ 詳細調査

(ア) 甲状腺の超音波検査

a 甲状腺の超音波検査は、チェルノブイリ原発事故においてヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことを踏まえて実施されたものであり、平成23年3月11日時点で概ね18歳以下の者(平成4年4月2日から平成23年4月1日生まれの者)を対象として、

繰り返し行うことが予定されている調査である。

b 1 回目の甲状腺の超音波検査は、放射線の影響があるとは考えにくい時期に対象者の甲状腺の現状（のう胞及び結節の有無とその大きさ）を把握する目的で行われる先行検査であり、平成23年10月から平成26年3月までの間に実施された。超音波検査のうち、一次検査の結果に対しては、より詳細な二次検査の必要のないA判定、のう胞や結節の大きさにより二次検査を勧めるB判定、ただちに二次検査を受診することが必要なC判定がある。のう胞は、中に液体がたまった袋状のもので、乳幼児期に少なく、学童期から中高生の時期に多く見られ、数や大きさが頻繁に変わるものであり、良性のものである。結節は、細胞が変化した塊で、良性のものと悪性のものがある。のう胞には、結節を伴うものがあるが、県民健康調査における甲状腺検査では、結節を伴うのう胞を結節として扱っており、結節を伴わないのう胞を、単にのう胞として扱っている。

上記1回目の検査の対象者数は、36万7685人、受診者数30万0476人であり、二次検査の結果、113人が悪性あるいは、悪性の疑いの判定となった。

c 2回目の甲状腺の超音波検査は、1回目の対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日生まれの者を対象者に加え、先行検査と比較するために平成26年4月から平成28年3月までの間に実施された。その対象者数は、38万1261人、受診者数23万6595人であり、二次検査の結果、51人が悪性あるいは、悪性の疑いの判定となった。

(イ) 健康診査

県民健康調査の一つとして行われている健康診査は、警戒区域、計画的避難区域等（丙B3・179頁）の住民に対して、生活環境等が変わったこと等によって生じる生活習慣病等の予防あるいは早期発見、

早期治療につなげるための検診を指す。

(ウ) こころの健康度・生活習慣に関する調査

県民健康調査の一つとして行われているこころの健康度・生活習慣に関する調査とは、警戒区域、計画的避難区域等の住民に対して、本件地震及び本件地震に伴う津波並びに本件事故により生じた不安や心の傷に対して、支援を行うことなどに役立てる目的の調査を指す。

(エ) 妊産婦に関する調査

妊産婦に関する調査とは、母子健康手帳交付者のうち、本件地震及び本件地震に伴う津波並びに本件事故によって、定期検診を受けられなかったり、出産や産後の育児に関して放射線被ばくを含めた様々な心配を抱えたりしている者を対象とした調査を指す。

(3) 内部被ばく線量の検査について

平成23年6月27日から福島県内の全市町村を対象に、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査が行われ、平成27年12月31日までに約28万人がこの検査を受けた。この検査の結果、年間1 mSv以上の内部被ばく線量が測定されたケースは、野生のキノコが要因と考えられるとの報告があることから、環境省は、一般的な放射性セシウムに対する防護として、含有量の大きい食品を知ること、同一食品ばかりを継続して食べないこと、多産地及び多品目摂取が有効であることを発表している。

平成24年4月以降、上記検査において、内部被ばく線量が年間1 mSv以上となった事例はない。

2 上記認定事実からすると、以下の2点を指摘することができる。

(1) 外部被ばく線量の検査は、前記問診票に記録した行動を基に、線量計マップを組み合わせて個々人の外部被ばく線量を推計評価するものであるところ、上記線量計マップの基礎となる線量を計測する位置が、成人

の主要臓器の高さを踏まえた地上1 mであることからすると、幼児に当てはめることが適当か、線量計マップ及びモニタリングデータが実態を正確に反映しているか、記憶に基づく問診票を正確に記載することができたのかなどの点において不安の残るものであり、基本調査の回答状況が平成27年12月31日現在で、27.4%と低い数値にとどまっていること。

(2) 内部被ばく線量の検査（ここでは、ホールボディ・カウンタによる検査）は、日常的な経口摂取の影響を調べるものであるから、本件事故直後の被ばく線量を知ることができないものであるとともに、原告らの中には、経口摂取を避けるために群馬県内に避難してきた者がいることからすると、群馬県内に避難してきた者が群馬県内において健康に影響のある量の放射性物質を経口摂取することは想定しがたく、したがって、時間と費用をかけて内部被ばく線量の検査を受ける意味を見出しがたいこと。

3 以上検討したところによると、仮に原告らが被ばく線量の検査を受けていなかったとしても、受けていないとの一事をもって、あるいは、被ばく線量の検査を受けた原告の一部につき、検査結果が健康に影響のある数値とは認められなかったことをもって、当該原告が本件事故により放出された放射性物質による被ばくについて、不安感を抱いていることを否定することにはならない。よって、被告らの上記主張は採用できない。

そこで、後記第10節（個別損害論（争点⑩ないし⑭）の各論）において、被告らの上記主張を逐一掲記及び判断することはしない。

第2 健康被害が慰謝料算定の考慮要素にならないことについて

原告らの中には、本件事故が原因で特定の疾病を発症した旨主張する者がいるが、既に説示したとおり、原告らは、本件訴訟において、被侵害利益を生命ないし身体の利益とする請求をしていないから、本件事故が原因で特定の疾病を発症したこと自体に関する精神的苦痛は、本件訴訟において慰謝料額を判断する際の考慮要素とはならない。

したがって、後記第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）における事実認定部分において、個々の原告が特定の疾病を発症したという事実を証拠により認定している場合であっても、それは、事実の経緯として必要な場合や特定の疾病のある中での生活等であることを示すことが主であり、あるいは特定の疾病が本件事故を原因とすると当該原告が思っているという限りにおいて認定しているのであって、当該特定の疾病を発症した原因が本件事故にあるという趣旨ではない。

被告らは、当該原告の上記主張に対し、本件事故と個々の原告が特定の疾病を発症した事実との間の相当因果関係を否認しているが、上記相当因果関係の存否は審理の対象外であるから、後記第10節（個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論）において、当該原告の上記主張に対する被告らの主張を逐一掲記することはしない。

第3 慰謝料額（争点⑫）

1 個々の原告が被った損害については、平穩生活権（i）放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益、ii）人格発達権、iii）居住移転の自由及び職業選択の自由並びにiv）内心の静穏な感情を害されない利益）の侵害により精神的苦痛を受けたかについて検討し、これにより精神的苦痛を受けた場合の慰謝料について、侵害された権利利益の具体的内容及び程度、避難の経緯及び避難生活の態様、家族等の状況その他年齢、性別等本件に現れた一切の事情を斟酌するのが相当と考えられる。

2 被告国は、中間指針等において示された内容は、交通事故における損害賠償実務や類似事案の裁判例と比較すると本件事故により各原告が被った精神的損害を慰謝するのに十分な内容となっているとし、交通事故の場合の入通院慰謝料や後遺障害慰謝料額等（約1000万円の後遺障害慰謝料が認められるのは、片目の失明等である。）を指摘する。

しかしながら、本件における被侵害利益としての平穩生活権は、既

に説示したとおり、自己実現に向けた自己決定権を中核としたものであり、いったん侵害されると、元通りに復元することのできない性質のものであるから、これを、時間又は行動の制約として捉え、入通院慰謝料と比較して慰謝料額を検討することはできないし、また、後遺障害慰謝料についての指摘は、本来比較することのできない身体又は精神の障害による苦痛と自己決定権の侵害による苦痛とを比較するものであって相当ではなく、不当に自己決定権を軽んじるものである。したがって、被告国の上記主張は採用することができない。

第4 弁済の抗弁（争点⑬）

1 自主的避難等対象者に対する支払について

(1) 被告東電は、原告らのうち自主的避難等をした者（自主的避難等対象者）に対して、合計12万円の支払をした場合には、そのうち8万円を精神的損害についての支払であると主張するところ、原告らは、そのうち4万円が精神的損害についての支払であると主張しているので、以下検討する。

(2) まず、被告東電の上記主張は、中間指針等を策定した原賠審の下に設置された機関である原紛センターが整理した金額とは異なるものである（弁論の全趣旨）。

また、被告東電の上記主張は、本件事故による損害に対してこれを賠償するに際し、精神的損害に対する支払とその他費用に対する支払を区別して支払うことが可能であったにもかかわらず、かつ、損害賠償を請求する民事訴訟が提起されることは本件事故直後から容易に予想可能な事態であり、我が国の民事訴訟手続においては財産的損害と精神的損害を区別する実務が定着しているにもかかわらず、両者を区別せずに支払ったというものである（弁論の全趣旨）。

しかも、被告東電は、自らのウェブサイトにおいて、平成24年

2月28日付けプレスリリースで、対象者を「18歳以下であったか妊娠していた方」以外の者とし、対象期間を平成23年3月11日から同年4月22日までとして、1人あたり8万円を「自主的避難によって生じた生活費の増加費用」、「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」、「避難および帰宅に要した移動費用」のうち、一定の範囲を賠償対象とする旨説明し(乙C57)、平成24年12月5日付けプレスリリースで、上記対象者に対して、1人あたり4万円を「自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用(清掃業者への委託費用など)」、「前回(平成24年2月28日付けプレスリリースにおいて提示された賠償内容を指す。)の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等」のうち一定の範囲を賠償対象とする旨説明している(乙C60)ことが認められる。これらの説明は、2回に分けて支払うとされた合計12万円のうち、前者の8万円は財産的損害と精神的損害に対して支払うものであり、後者の4万円は財産的損害に対して支払うものと解され、その内容は、被告東電の上記主張と異なり、原告らの主張に整合するものである。

(3) 被告東電の主張する金額が自主的避難等対象者に該当する原告らの精神的損害に対し支払われたと認めるに足りる証拠はない。

(4) 以上の考え方によれば、被告東電が自主的避難等対象者に該当する原告らに支払った金員は、原紛センターの整理に従い、原則として4万円、18歳以下及び妊婦については20万円を加算した額を本件訴訟において請求されている精神的苦痛に対する慰謝料についての弁済と認めることができる。

2 健康被害について

上記第2記載のとおり、健康被害は本件訴訟の被侵害利益とされておらず、特定の疾病を発症したこと自体に関する精神的苦痛は、本件訴訟

における慰謝料を判断する際の考慮要素とはならないから、被告東電が主張する別冊2各表の「合計のうち精神的損害に対する賠償額」欄記載の金額のうち、「生命・身体的損害」欄の「精神的損害該当性」欄に「○」を付した部分についての支払は、本件訴訟における請求についての弁済とはならない。

3 個別の原告への弁済の抗弁について

(1) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「既払額総額に対する原告らの認否」欄に、「認める。」との記載があり、「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載がある原告は、支払を受けた金額について争いはないが、その充実に争いがあるという場合に当たる。そして、その充実関係についての上記説示及び弁論の全趣旨により、同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(2) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載があり、「証拠」欄に書証番号の記載のある原告については、当該原告の「証拠」欄記載の書証及び弁論の全趣旨により、同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の金額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(3) 別紙弁済の抗弁関係一覧表の「既払額総額に対する原告らの認否」欄に、「否認する。」あるいは「不知。」との記載があるが、「うち慰謝料としての支払総額に対する原告らの認否」欄に「認める。」との記載がある原告については、弁論の全趣旨により同一覧表「当裁判所が弁済として認定した額」欄記載の金額を、当該原告の本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(4) 以下の原告らの本件訴訟における各請求についての各弁済につい

ては、被告らの主張（別冊 2）の限度でこれを認めた。

ア

イ

ウ

(5) 被告東電の本件事故に関する に対する支払は、証拠（乙 E 1 の 1, 1 の 2）によれば、対象期間を平成 23 年 3 月 11 日から同年 4 月 22 日までとして 8 万円を支払った後、平成 24 年 1 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間に妊娠していた期間のある者に対する精神的損害等の賠償として 8 万円を支払ったと認めることができる。そして、最初の 8 万円のうちの 4 万円は上記説示のとおり、2 度目の 8 万円は、生活費の増加費用を含むことからその 2 分の 1 が精神的損害に対するものであると認め、1 回目の 4 万円と 2 回目の 4 万円を合算した 8 万円を本件訴訟における請求についての弁済と認めた。

(6) は、弁論の全趣旨により生命・身体的損害に対する慰謝料を 15 万円と認め、当事者間に争いのない「うち慰謝料としての支払総額」欄記載の金額から、上記 15 万円を控除した 1021 万円を本件訴訟における請求についての弁済と認めた。なお、別紙弁済の抗弁関係一覧表の「避難等対象者に対する慰謝料のうち基本部分」欄及び「避難指示の長期化等に係る損害」欄は、いずれも別冊 2 において確認することができないため、いずれも「不明」とした。

(7) 被告らの に対する弁済の抗弁の主張につき、別冊 2 の 27 頁「合計」欄の記載は誤記と認めた。

(8) の本件訴訟における請求についての弁済については、支払を証拠上認めることのできる金額が、被告らの主張する金額を下回っていたため、その限度で認めた。

(9) の弁済の抗弁に対する認否は、不知

と理解したが、

、被告東電に対して直接請求をし、金員を受領した旨の記載があることから、何らかの請求及びその請求に対する支払の事実が認められ、これらの事実と被告ら主張の金額からすると、上記原告らは、原紛センターが整理した金額（原則4万円。ただし、18歳未満及び妊婦は20万円を加算する。）を、各受領したと推認することができ、

、本件訴訟における請求についての弁済として認めた。

(10) 前記第5節第1のとおり、

は、本件事故発生時出生しておらず、各請求権の発生を認めることはできないため、これについての弁済も認めることはできないとした。

第5 弁護士費用の額（争点⑭）について

本件訴訟において請求認容部分の存する原告らの弁護士費用については、原則として、当該認容額の1割を本件事故と相当因果関係のある損害と考えられる。

被告東電が、前記第2章第14節（被告東電）主張の各原告につき支払う旨表明している金員についての弁護士費用は、本件事故との間の相当因果関係を認めることはできない。

1円以上1万円未満については、切り上げた。

第10節 個別損害論（争点⑪ないし⑭）の各論

本節では、同一家族番号に属する原告ごとに、個々の原告が被った損害等（争点⑪）について事実認定及び証拠判断を判示したうえ、原則として原告ごとに、慰謝料額（争点⑫）、弁済の抗弁（争点⑬）及び弁護士費用の額（争点⑭）を検討し、その請求の可否及び請求可能な場合の金額につき、判示する。

なお、別冊1における原告らの主張には、書証の提出及び本人尋問実施後に、裏付証拠の提出のないままに追加された部分のあるところ、
i) 被告らは、当該部分につき、事実として認めたわけではないと理解し、
ii) 当該部分について、陳述書に記載がなく、供述もしていない場合は、事実として認定しなかったが、その旨逐一指摘しないこととし、iii) 以上のように認定しない事実の主張をしていたとしても、当該原告自身の陳述や供述全体の信用性は減殺されないものと解した。

以下、597頁まで、原告らに対する個別具体的な認定が続くので、省略します。